

①施策の目的等

施策の名称	施策Ⅱ-4-4 子育て福祉の充実
目的	○虐待を受けているなど保護が必要な子どもやその家庭への相談・支援体制を充実し、子ども達の権利を守り、社会への自立に向けた支援を進めるとともに、ひとり親家庭等の生活・経済面での自立支援を進めます。

②成果参考指標の目標（実績）と施策の現状、及びその評価

数値目標	年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	単位	数値目標	年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	単位
里親登録数（累計）	目標値		113.0	123.0	133.0	127.0	世帯	就業支援により就職に結びついたひとり親世帯の割合（年間）	目標値		80.0	80.0	80.0	80.0	%以上
	取組目標値								取組目標値						
	実績値	103.0							実績値	89.1					
	達成率	-	-	-	-	-			達成率	-	-	-	-	-	
定性目標	目標値						%		目標値						%
	取組目標値								取組目標値						
	実績値								実績値						
	達成率	-	-	-	-	-			達成率	-	-	-	-		
平成28年度～平成31年度															
<p>成果参考指標の実績等の補足説明（任意記載）</p> <p>○里親登録数については、平成27年度末で103世帯となった。（今後、毎年10世帯の増を目標とするが、平成31年度は5年に1度の更新年度にあたり、更新をしない里親も見込まれることから平成31年度における目標値を127世帯とした。）</p> <p>○ひとり親家庭の自立支援については、平成27年度は、無料職業紹介を行った26人のうちの21人が、また、自立支援プログラムを策定した20人すべてが就業につながり、就業支援により就職に結びついた割合は、89.1%（41/46人）となった。計画策定時の過去の実績（平成23～26年度）の平均が79%であったことから、現状以上である80%以上を目指す。</p>															

③評価時点での施策目的に対する現状

評価時点で施策目的に対する現状 (客観的事実・データなどに基づいた施策の現状や取組状況)	<p>○平成27年度の児童相談件数は、児童相談所2,531件、市町村821件、新規児童虐待認定件数は、262件で、年度ごとの変動はあるもののほぼ横ばいの状態で推移している。</p> <p>○H27年3月に「島根県社会的養護体制推進計画」を策定し、「家庭的養護の推進」「専門的ケアの充実及び人材の確保・育成」「自立支援の充実」などを柱とした今後の方向性を定め、施設の小規模化などを計画的に推進している。（H28.4.1現在：里親・ファミリーホーム委託41人、乳児院15人、児童自立支援施設18人、児童養護施設127人、情緒障害児短期治療施設18人）</p> <p>○ひとり親家庭の自立支援については、県母子会・市町村・ハローワーク等労働関係機関や民間企業との連携によるきめ細やかで継続的な就労支援により、平成27年度は、県の母子父子自立支援センターの支援で41人が、国の生活保護受給者等就労自立促進事業で149人が就業につながった。また、厳しい雇用情勢を背景に、母子父子寡婦福祉資金利用者は毎年900人前後、貸付額は4.5億円程度が続いており、中でも子の進学関係の貸付が件数、金額ともに9割を超えている。</p>
---	---

④今年度末の施策目的の達成度予測

28年度の施策目的の達成度予測	判断	その理由
A:達成できる B:概ね達成できる（見直す点がある） C:達成は困難	B	<ul style="list-style-type: none"> 市町村の児童相談支援体制の充実を図るための研修の実施等、社会的養護を必要とする児童の適切な保護や養育環境を整備している。 ひとり親家庭の自立支援に向けた取組みを推進しており、これまで80%程度の数値を維持している。 複雑・困難化している児童相談の内容に適切に対応できるよう市町村と相談支援体制を整備していく必要がある。

⑤課題の認識

(1)平成31年度末の施策目的の達成状況（予測） A:達成できる B:概ね達成できる C:達成は困難	判断	その理由（④の「判断」と異なる「判断」の場合のみ記載）
(2)施策の目的達成に向けての課題	B	<p>①児童相談については、複雑・困難化している相談内容に適切に対応するため、平成28年6月に公布された改正児童福祉法に基づき、児童相談所と市町村との役割分担や連携を明確にするともに、それぞれの機能を一層充実強化していく必要がある。また、児童虐待の防止、早期発見・対応にむけ、引き続き県民に対する啓発を行うとともに関係機関と連携していく必要がある。</p> <p>②社会的養護については、平成27年3月に策定した「島根県社会的養護体制推進計画」に基づき、家庭的養護の推進、被虐待児や発達障がい等を有する児童など特性に応じたケア体制の充実、処遇環境の整備等を行っていく必要がある。</p> <p>③社会的養護が必要な児童をできるだけ家庭的な環境の中で養育するため里親委託を促進することとしているが、そのためには里親登録数を増やしていくとともに、広く県民に対して里親に対する理解を求めていく必要がある。また、里親の孤立感や負担感を軽減させるため、里親支援を充実させる必要がある。</p> <p>④ひとり親家庭の自立支援については、厳しい経済・雇用情勢が続く中、生活安定や就業に結び付くよう、関係機関との連携強化を図る必要がある。</p>

⑥今後の取組みの方向性

課題解決に向けての今後の取組みの方向性	<ul style="list-style-type: none"> 児童相談については、引き続き、専門職員の計画的な採用や研修の充実により、児童相談所の相談支援機能の強化を図っていく。 また、児童福祉法の改正を受け、各市町村がその役割を適切に行うことができるよう、市町村職員及び要保護児童対策地域協議会構成員を対象とした市町村職員等専門研修などを引き続き実施し、専門性の向上を図るとともに、各市町村の実情に応じた支援を行い、市町村の相談支援体制の強化を図る。 児童虐待防止に向けては、引き続き県民に対する啓発を行うとともに、虐待の早期発見・対応に向けて関係機関と連携していく。 社会的養護については、平成27年3月に策定した「島根県社会的養護体制推進計画」に基づき、里親委託の推進、施設の小規模化・地域分散化、児童の特性に応じたケア体制の充実などを計画的に推進していく。 里親については、里親委託促進に向けて里親登録数を増やすため、里親会、児童相談所、市町村などの関係機関が連携し、里親制度の普及・啓発を行う。 また、里親の孤立感や負担感を軽減させるため、里親に対する支援体制を強化し、相談支援や交流会、養育知識・技術の向上に向けた専門研修の実施など里親支援の充実を図る。 ひとり親家庭の自立支援については、生活安定や就業を促進するため、各種支援制度を周知するとともに、就業相談支援員と各市町村母子父子自立支援員、ハローワークなど関係機関との情報共有や連携強化を図っていく。
---------------------	---

施策評価シート別紙2(事務事業一覧)

施策の名称	施策Ⅱ-4-4 子育て福祉の充実			
-------	------------------	--	--	--

(単位:千円)

	事務事業名	目的(意図)	前年度 事業費	今年度 事業費	所管課名
1	子どもと家庭相談体制整備事業	身近なところで相談できるとともに、適切な支援が受けられる。	62,847	56,945	青少年家庭課
2	子どもと家庭特定支援事業	児童の心身や養育上の問題を軽減する。	119,967	143,480	青少年家庭課
3	施設入所児童支援事業	施設において保護・養育を行う。	1,341,463	1,189,613	青少年家庭課
4	里親委託児童支援事業	個別的な生活支援・自立支援を行うことができる家庭的環境での養育を受ける。	85,502	101,518	青少年家庭課
5	母子家庭等自立支援事業	自立の促進と生活の安定を図る。	8,130	179,669	青少年家庭課
6	母子家庭等経済支援事業	自立の促進と生活の安定を図る。	111,554	149,698	青少年家庭課
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17					
18					
19					
20					
21					
22					
23					
24					
25					
26					
27					
28					
29					
30					
31					
32					
33					
34					
35					
36					
37					
38					
39					
40					